

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定  
 指定医療機関の廃止の届出  
 保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知  
 急傾斜地崩壊危険区域の指定  
 保安林の指定解除

### 教育委員会告示

博物館の登録抹消

### 公安委員会告示

地域交通安全活動推進委員の委嘱

### 公示

特定非営利活動法人の設立認証申請  
 大規模小売店舗の新設の届出に関する件  
 土地改良事業計画の変更の適当の決定  
 土地改良事業の完了  
 土地改良区の定款の変更認可  
 土地改良区役員の退任及び就任

(地域福祉国保課) 一四五  
ページ

(同) 一四六

(治山課) 一四六

(砂防課) 一四七

(東濃農林事務所) 一四七

(社会教育文化課) 一四八

(交通企画課) 一四八

(環境生活政策課) 一四八

(商業流通課) 一四九

(農地整備課) 一四九

(同) 一四九

(西濃農林事務所) 一五〇

(揖斐農林事務所) 一五〇

## 告示

### 岐阜県告示第三百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十三年五月二十日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
医療法人万裕会 もりファミリークリ ニック	医療法人 万裕 会	高山市新宮町六八三	平成三〇・一
うえだ整形外科	医療法人 ケア ニコ	多治見市松坂町一 五	同
野田整形外科	医療法人 和順	瑞浪市北小田町二 六三	同
さとう整形外科	医療法人 さと う整形外科	羽島郡笠松町田代五〇一	同
岩村医院	医療法人 至信 会	羽島郡笠松町門間一二七	同

第二千二百四十九号  
 平成二十三年五月二十日

(金曜日)

秋田歯科医院	秋田裕明	羽島郡岐南町二二一九	同
算齒科医院	算 錦子	郡上市八幡町島谷一四六	同
加藤歯科医院	加藤史輔	関市本町六一	同
ハーマン調剤薬局	有限会社サンテ	不破郡垂井町宮代一六七	同
宮代店	メデイカル	四一	同
コスモス薬局 揖斐店	大山株式会社	揖斐郡揖斐川町上三野野々宮七三 一三	同
医療法人 メデイカルユー ユリアイク	医療法人 メデイカルユー	可児市広見五三三サワ	平成三二・二二
リニツク		セイ可児店二階	

岐阜県告示第三百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開設者	所在地	廃止年月日
松岡歯科医院	松岡 均	各務原市蘇原青雲町四一イトーヨーカドー二階	平成三二・三二
さもりファミリック	佐守友実	高山市新宮町六八三一	平成三二・三二
リニツク			
うえだ整形外科	上田 剛	多治見市松坂町一一	同

野田整形外科	野田和也	瑞浪市北小田町二二九	同
さとう整形外科	佐藤真司	岐阜県羽島郡笠松町田代五〇一	同
岩村 医 院	岩村信之	羽島郡笠松町門間一二七	同
秋田歯科医院	秋田 有一	羽島郡岐南町三宅一一一九	同
算齒科 医 院	算 純作	郡上市八幡町島谷一四六	同
加藤歯科医院	加藤 芳紀	関市本町六一	同
コスモス薬局揖斐店	有限会社セイコ	揖斐郡揖斐川町上三野野	同
	ーファルマ	々宮七三 一三	

岐阜県告示第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所  
 揖斐郡揖斐川町坂内広瀬字深谷五二一六の一、五二一六の二、五二一六の七、五二一七の一、五二一八の一、五二一九、五二二〇の一、五二二一の一、五二二二の三、五二二四、五二二五の一、五二二九、五三三〇、五三三二の一、五三三三から五三三四まで、五三三五の一、五三三六の一、五三三七の一、五三三七の二、五三三八、五二五一、五二七一、五二七五、五二七六、五二七七の一、五二七七の二、五二七七の四
- 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町坂内広瀬字深谷五三三九から五二四一まで、五二四三の一から五二四三の三まで、五二四四、五二四五の一、五二四五の二、五二四六の一、五二四六の二、五二四七の一から五二四七の六まで、五二四八から五二五〇まで、五二五二から五二五五まで、五二五七、五二五八、五二六三、五二六四、五二六八から五二七〇まで、五二七二、五二七三、五二七四の一から五二七四の三まで

二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百二十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	区	域
盛住	次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すのとおりとする。） 可児市兼山 字盛住町	<ul style="list-style-type: none"> <li>五八七番 一号</li> <li>六〇六番 一号から四号</li> <li>五九四番 一号</li> <li>五九二番 二 六号</li> <li>五九二番 五 七号</li> <li>五八九番 一 八号</li> </ul>

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十三年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
多治見市大藪町字迫間洞一九八三の四四
- 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 三 解除の理由  
土地改良事業用地とするため

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第三号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十五条第一項の規定により次の博物館に係る登録を平成二十三年四月一日抹消したので告示する。

平成二十三年五月二十日

岐阜県教育委員会  
委員長 稲 本 正

施設名	岐阜県ミュージアム ひだ	所在地	高山市千島町九〇〇 一	設置者	岐阜県
-----	-----------------	-----	-------------	-----	-----

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十八条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

平成二十三年五月二十日

岐阜県公安委員会  
委員長 水 谷 邦 照

委嘱した委員

活動区域	氏 名	住 所	委嘱年月日
中津川警察署管轄区域	青野 政夫	中津川市手賀野	平成二十三年五月二日

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十三年四月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人農林業経営支援センター

三 代表者の氏名 中島 義雄

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市日野東二丁目一番一五号

五 定款に記載された目的 この法人は、農林業関係者に対して、健全で豊かな森づくりと持続可能な森林経営を実現するために必要な林業経営の活性化に関する事業、また、林業と密接に関わる農業の活性化に関する事業を行うことで、一次産業の発展に寄与することを目的とし、ひいては、農林業経営の活性化によりもたらされる農業・林業の多面的機能が十分に発揮されることで、広く地域住民の暮らしに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十三年五月二十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年五月十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三洋堂書店

三 建物の名称及び所在地

三洋堂書店高富店

山県市高富一四〇五 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十四年一月十一日

五 店舗面積

一、四六三平方メートル

六 駐車場の収容台数

五七台

七 荷さばき施設の面積

四二平方メートル

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	恵那市美濃東部土地改良区	施行に係る地区名	恵那市美濃東部地区	縦覧場所	恵那市役所	縦覧期間	平成二三・五・二〇から六・一七まで
------	--------------	----------	-----------	------	-------	------	-------------------

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の第三項の規定により公示する。

平成二十三年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
-------	----------	---------

県営ため池等整備事業		
新池地区	鶴洞地区	山本上地区
平成三三・三・二五	平成三一・一〇・一九	平成三一・一〇・二八

土地改良区(定款の変更認可)

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十三年五月二十日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
南濃北部土地改良区	平成二三・五・九

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十三年五月二十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住居	所
揖斐郡池田町上田	平成三三・五・九	理事	渡邊 信行	揖斐郡池田町上田	六四番地
同		同	河村 治雄	揖斐郡池田町下東野	三九九番地の一

就任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住居	所
揖斐郡池田町上田	平成三三・五・九	理事	渡邊 信行	揖斐郡池田町上田	六四番地
同		同	河村 治雄	揖斐郡池田町下東野	三九九番地の一
同		同	石崎 松雄	揖斐郡池田町六之井	六七一番地
同		同	川本 隆	揖斐郡池田町砂畑	一七三番地の一
同		同	高崎 昭夫	安八郡神戸町大字横井	二〇六番地
同		同	杉岡 司朗	安八郡神戸町大字北一色	六六八番地
同		同	石田 三比朗	揖斐郡池田町六之井一〇二四番地の一七	
同		同	國枝 敏晴	揖斐郡池田町白鳥	五七八番地
同		同	林 育夫	安八郡神戸町大字横井	一六七番地
同		同	高岡 信行	安八郡神戸町大字北一色	六五四番地
同		同	増田 金一	安八郡神戸町大字末守	五七八番地
同		同	五十川 數雄	安八郡神戸町大字田	二五〇番地の一
同		同	児玉 新一	安八郡神戸町大字丈六道	三八九番地
同		同	竹中 喜一	安八郡神戸町大字神戸六八二番地の一	
同		同	若園 重雄	安八郡神戸町大字新屋敷	五八七番地
同		同	若園 好弘	安八郡神戸町大字落合	四九八番地
同		監事	伊藤 文雄	揖斐郡池田町杉野	一四七番地の一
同		同	川瀬 郁男	揖斐郡池田町池野	一六一番地
同		同	田中 千尋	安八郡神戸町大字神戸	二一七三番地
同		同	若松 正樹	安八郡神戸町大字柳瀬	一五八九番地

同	中村 豊	安八郡神戸町大字末守	五五六番地
同	桑原 克美	安八郡神戸町大字田	四〇〇番地の二
同	下野 和彦	安八郡神戸町大字安次	五二八番地
同	竹中 喜一	安八郡神戸町大字神戸六八二番地の一	
同	若園 重雄	安八郡神戸町大字新屋敷	五八七番地
同	若園 好弘	安八郡神戸町大字落合	四九八番地
監事	伊藤 文雄	揖斐郡池田町杉野	一四七番地の三
同	森嶋 和明	揖斐郡池田町池野	四一九番地
同	田中 千尋	安八郡神戸町大字神戸	二一七三番地
同	若松 正樹	安八郡神戸町大字柳瀬	一五八九番地

平成二十三年五月二十日発行

発行者

岐阜県庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ  
—  
ブイ・アール・テクノセンター